

労働者の立場から

向澤 茂*



ただ今ご紹介をいただきました全国ガスにおります向澤と申します。どうぞよろしくお願ひします。現在は全国ガスという産別にいるのですが、実は今年の7月まで連合に派遣をされていました。その関係で、今回のILO総会には連合の立場で参加をさせていただいたところです。

今回は雇用に関する周期的討議ということで、労働側としましては私と、連合の構成組織からUAゼンセンの葛西健一さん、自動車総連の冨田珠代さんの3名で参加させていただきました。いずれも初めての経験であり出席でした。

まず最初にご報告したいのは、政労使会議における労働側の主な発言です。政労使会議においては、政府については各国が自由に発言できるのですが、労働側、使用者側についてはそれぞれのグループ会合でなされた発言を踏まえて、1人の代表の方がこの政労使会議の場で労働側を代表して発言する形になっています。労働側につきましては今回、ニュージーランドの方が労働側代表となっていて、その方が代表して発言をしていったということになります。

1 政労使会議における労働側の主な発言

(1) 現在の雇用の課題と変化の主要因についての共通認識

最初に雇用の現状についての課題認識ですが、前回2010年に第1回目の討議をしましたので、その4年後の今年が雇用の周期的討議の順番になりました。労働側の主張としましては、2008年の経済危機に際して、需要喚起の政策、雇用重視政策がいったんはとられたけれども、あまり長続きがしなかったのではないかと。国家の緊縮財政政策がとられたために、雇用の質が悪化してきているという認識です。

それから包括的な政策的枠組みを構築し、総需要を増やすことが大事だということ。それによって完全雇用、ディーセント・ワークを実現できるのではないかとという発言がありました。また、若年者の職業訓練が不十分で、失業給付のカットが若年者を攻撃し、インフォーマル経済への移行を促しているということ。また長期失業への対応策がとられていない。移民労働の拡大や質の悪い雇用が生産性を低下させている。こういったところが現状の課題認識として挙がっていたと認識して

*向澤茂（むかいざわ・しげる） 全国ガス労働組合連合会書記長。1998年東京ガス入社。2009年東京ガス労働組合（専従）、2012年全国ガス特別執行委員（連合派遣）、を経て2014年より現職。

います。

(2) 前回周期討議（2010年）後の行動レビュー

続いて、前回4年前からの行動レビューですが、特に社会保障、賃金政策、内需の刺激策といった経済を促進させる事実が無視されているということ。公平な賃金政策がとられていない。金融や投資の自由化が図られたけれども産業政策自体には課題がある。それから多くの国で高付加価値を生み出す構造改革が必要であって、ILOは一貫した雇用政策のフレームワークを示すべきである。国レベルの支援として何が必要かといったリサーチを行うべきである。こういったことが主な意見、発言だったと思います。

(3) 雇用に関するILOの行動の外的・内部的な意義

今後ILOがとるべき行動としては、政策的なガイダンスをしっかりと示すべきであり、それが雇用創出を促していくということ。それから特にILOはシンクタンク機能といいますか、世界におけるいろいろな実態調査をやって、その結果をしっかりとまとめて示していくのがILOの役割ではないかということ。さらに、全ての政策に政労使の三者の対話が必要だということ。ILOが調整役になって政策調整等をするといったフレームワークを各国に示すべきではないか。こういったことが主な意見だったと思っています。

(4) 結論文書

最後の結論文書は、大きく4つポイントがあったと思っています。①1つは長期失業や若者の就労問題。ここが世界的に今、大きな問題ではないか。これに対応していくべきだということ。②それから生産性と雇用と賃金の関係といった調査がなされていないということで、これはILOがしっかりやっていくべきだということ。③それからマクロ経済政策に関する指針も示していくべきであり、④各国間の知識共有や相互学習に取り組んでいくべきだということ。そういった内容が今回の結論文書にまとめられたと思っています。

特に全体を通じてですが、三者構成に基づく社会対話が全ての問題解決の前提になるということ。その重要性があらためて強調された内容でした。

2 労働側グループ会合における日本の主な発言

以上が政労使会議における労働側の主な発言ですが、続いて、労働側グループ会合において、日本の労働者代表として発言したポイントについて、ご報告していきたいと思っています。

(1) 雇用政策の基軸について

まず、雇用政策の基軸ですが、今回の討議で事前に配られた資料の中で、日本経済についてはアベノミクスと呼ばれる政策について一定の効果が上がっているといった記述がありました。現安倍政権では世界で一番企業が活躍しやすい国を目指すという観点で政策が進められていますが、「解雇規制の緩和」といった雇用ルールの緩和がこれまでの議論の中では出てきているということで、それについての危惧も発言してまいりました。

また、労働政策がILO三者原則に基づく議論を経ずに政府主導で方向付けられている傾向が強まっており、労働政策については生身の人間の生活そのものであって決して経済政策に従属するものではないといったことを発言しました。

雇用政策の基軸は3つあり、「公正の確保」「雇用の安定」「多様な働き方の尊重」といった観点が必要であり、労働政策と総合的な経済政策がとられるべきだということです。

政策の実効性を担保するという意味では、雇用労働の事情に精通し、実際の当事者である労使の代表が幅広い知見を有する学識経験者と共に、公労使、三者構成の審議会において議論を積み重ねる必要があります。ILO原則の重要性についてあらためて強調すべきである旨の発言をしました。

特に経済政策と雇用との関連性でいいますと、消費の喚起は重要なファクターであり、日本においては長年デフレに苦しんでいる中で、GDPの約6割を占める民間消費の低迷に大きな要因があるという背景のもと、賃金上昇によって消費を喚起させて、消費の増大が企業収益を改善させるという好循環を強く認識すべきだということを主張しました。

特に今回、リーマン・ショック後の状況という議論の中で、日本の低い失業率が注目されました。これについてはリーマン・ショック直後の大幅な景気後退に際して、雇用調整助成金をはじめとする雇用維持政策がとられたことが、ひとつの大きな要因であり、効果があったのではないかとということについても指摘をしてきています。

雇用の不安定化は経済にとって大きなマイナス要因です。労働政策については人に関わるものですので、その実現には一貫性と漸進性が求められると考えているところです。そういった旨を発言してきました。

(2) 若年者の雇用政策について

今回、若者の雇用についてもひとつスポットが当たっていたと思います。私どもとして発言してきたのは、若者は社会の将来を担う大きな財産であって、若年者への投資は結果的に国家財政や社会保障の安定に寄与するなど、社会全体でその利益を享受することになるということ。均等・均衡の環境が図られた中で、多様な就労形態の中から労働者自身が主体的に働き方を選択することができるような仕組みが必要ではないかということを発表してきました。

また、若年者の失業率の改善という視点だけではなくて、労働法規違反やハラスメント、長時間労働、貧困の世襲といった問題を含む視点が必要であること。雇用の原則については期間の定めのない直接雇用を基本として、質の高い雇用を創出することや職業能力開発の機会を増やすといった、若者の可能性を広げる取り組みが求められているということ。全ての若年者の良質な就労機会の実現を図っていくためには、まず雇用機会をしっかりと確保していくということ。また能力開発を進めていくこと。それから学校から職場へのスムーズな移行。就労の継続、働き続けられるといった視点での政策をしっかりとやっていく必要があるということについて、述べてきたところです。

3 まとめに代えて

最後になりますが、これは4年前の討議の際も労働側は繰り返し主張してきたと認識していますが、日本は働く者の9割近くを雇用労働者が占めており、世界的に見ても非常に雇用労働者の割合が高い「雇用社会」であるということです。その意味で、雇用というのは非常に重要であって、デフレの脱却、日本の経済の再生のためには「雇用の安定」「雇用の質の向上」「処遇の改善」を図っていく必要があります。

それから今は経済政策、成長戦略の重要性が指摘されています。決して働く者の犠牲の上に描か

れることがあってはならないわけであり、国の基本政策に、雇用・労働をしっかり据えて、雇用政策を中心に政策を策定すべきです。

最後に申し上げたいのは、労働政策審議会をはじめ、ILO三者原則に基づく審議会における公労使による合意形成といったものが、労働政策には不可欠ではないかということです。これについては今回のILO総会の中でも、公労使の中でしっかり共有がされたのではないかと思っています。

以上、簡単ですが、ILO総会の労働側の状況についてご報告をさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。(拍手)